

## 1 目的

本ガイドラインは、エネルギーの地産地消を推進するため、「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約」の仕組みを活用し、横浜市風力発電所（以下「ハマウイング」という。）で発電された電気を横浜市内の需要家へ供給することを目的に、小売電気事業者の応募資格や決定方法、役割等を定めるものです。

## 2 事業の内容

ハマウイングで発電された電気を、一般送配電事業者（電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者をいう。）である東京電力パワーグリッド株式会社（以下「東電 PG」という。）と「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づく「再生可能エネルギー電気特定卸供給契約」（以下「特定卸契約」という。）を締結した小売電気事業者（電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者をいう。以下「事業者」という。）を通じて、横浜市内の需要家へ供給します。

## 3 対象施設及び施設概要

対象施設は「ハマウイング」（横浜市神奈川区鈴繁町8-1）で、発電能力は1,980kW、年間の予想発電量は約210万kWhです。毎月2日程度、点検に伴い設備を停止します。なお、想定外の設備故障等による停止に伴い予想発電量が下回った場合であっても、事業者は異議の申し立てをすることはできません。

## 4 公募及び申込方法等

特定卸契約の活用にあたり、横浜市のホームページ等を通じて事業者を公募します。申込方法等については、別に公募要領を定めます。

## 5 応募資格

- (1) 最新の横浜市有資格者名簿（物品・委託関係）の501電力・都市ガスA電力供給に登録されており、申込時点で指名停止中でない市内事業者とします。
- (2) 横浜市内に電気の供給実績があることとします。
- (3) 再生可能エネルギー電気（太陽光・風力・地熱発電等由来の電気）の供給実績があることとします。
- (4) 全体の供給量が、年間210万kWh以上であることとします。

## 6 事業者の選定方法等

- (1) 5（応募資格）が有効である者とします。
- (2) 契約決定時に指名停止中でない者とします。
- (3) 「横浜市風力発電所の再生可能エネルギー電気供給に係る承諾申込書」に記載された実績に点数

を付し、以下①から⑤の流れで事業者を選定します。なお、「過去2年度間」とは、昨年度及び一昨年度(例えば公募年度が令和3年度の場合は、令和元年度及び令和2年度)の実績を有効とします。

- ① 過去2年度間の横浜市内への「市内供給割合※(市内への電気供給量/全体の電気供給量)」
- ② 過去2年度間の「再生可能エネルギー電気の供給割合※(再生可能エネルギー電気の供給量/全体の電気供給量)」
- ③ 過去2年度間の(いずれかまたは両方)横浜市内への「供給実績の総量」が210万kWh以上
- ④ ①はそれぞれ低い順から1点、3点、5点…と点数を付す。②はそれぞれ低い順から1点、2点、3点…と点数を付す。③は条件を満たすことで1点加点する。市内中小企業であれば1点加点とし、合計点が最も高い者を選定します。
- ⑤ ④が同点数で複数者あった場合は、代表者によるくじ引きにより選定します。

(4) 選定された事業者と7(承諾等)の手続きを経た後、決定事業者として、速やかに横浜市のホームページで公表します。

### 採点方法の具体例

		令和元年度	令和2年度	供給実績総量	市内供給割合	再生供給割合	市内供給量が210万kWh以上	市内供給割合	再生供給割合	供給量	④企業規模所在地区分	合計点	結果			
				合計	①	②	③	順位	点数	順位	点数			加点	加点	
A社	市内への電気供給量	300万kWh	200万kWh	500万kWh	0.3125	0.125	○	3	1	3	1	市内大企業	0	3	-	
	全体電気供給量	600万kWh	1000万kWh	1600万kWh												
	再生供給量	100万kWh	100万kWh	200万kWh												
B社	市内への電気供給量	250万kWh	250万kWh	500万kWh	0.625	0.5	○	2	3	2	2	市内中小	1	7	-	
	全体電気供給量	400万kWh	400万kWh	800万kWh												
	再生供給量	200万kWh	200万kWh	400万kWh												
C社	市内への電気供給量	200万kWh	200万kWh	400万kWh	0.8	0.6	×	1	5	1	3	0	市内中小	1	9	契約
	全体電気供給量	250万kWh	250万kWh	500万kWh												
	再生供給量	150万kWh	150万kWh	300万kWh												

※端数処理：承諾申込書で記載する電力量は「万kWh」単位とし、供給割合は小数点第4位を四捨五入します。

### 7 承諾等

- (1) 横浜市と6(事業者の選定方法等)に基づき選定された事業者との間で、9(事業者の役割)に関する覚書を締結します。
- (2) 横浜市から、覚書を締結した事業者に対して、特定卸契約に関する承諾書を交付します。

### 8 有効期間

特定卸契約の期間は、令和4年4月1日以降の日から令和5年3月31日までとしますが、横浜市又は事業者のいずれかから、期間満了の1月前までに、2(事業の内容)又は9(事業者の役割)の終了又は変更等に係る意思表示がない場合は、期間満了後も1年度ごとに同一の条件で更新されるものとします。

### 9 事業者の役割

- (1) ハマウイングで発電された電気を、横浜市内の需要家へ供給することとします。原則、環境価値を付与して実質再生可能エネルギー100%電気として供給することとします。
- (2) (1)に係る契約状況や供給状況等を、定期的に横浜市に報告することとします。
- (3) 事業者の持つ広報媒体等を活用し、ハマウイングの広報活動を行うこととします。
- (4) 横浜市が実施するハマウイングのPRに関する取組や、再生可能エネルギーの普及啓発のためのイベント等に協力することとします。

## 10 費用負担

東電 PG との特定卸契約に関する費用は、事業者の負担とします。

## 11 特定卸契約の停止等

- (1) 事業者の瑕疵又はその他の事情により、2（事業の内容）又は9（事業者の役割）の継続が困難と認められる場合は、事業者は横浜市に対して、解除を希望することができます。また、横浜市は事業者に対して、必要な是正措置の履行又は特定卸契約の停止を求めることがあります。
- (2) 5（応募資格）や「横浜市風力発電所の再生可能エネルギー電気供給に係る承諾申込書」の記載事項に虚偽の内容が発覚した場合は、発覚時点で、横浜市は事業者に対して、特定卸契約の停止を求めます。
- (3) (1)又は(2)に伴って費用等が発生する場合は、事業者の負担とします。

## 12 秘密の保持

事業者の決定に至らなかった応募や申込内容等については、事業者や応募者の承諾なしに公表することはありません。

## 附則

このガイドラインは、令和4年2月14日から施行する。